

地方税財源充実確保全国大会
地方税財源充実確保に関する決議

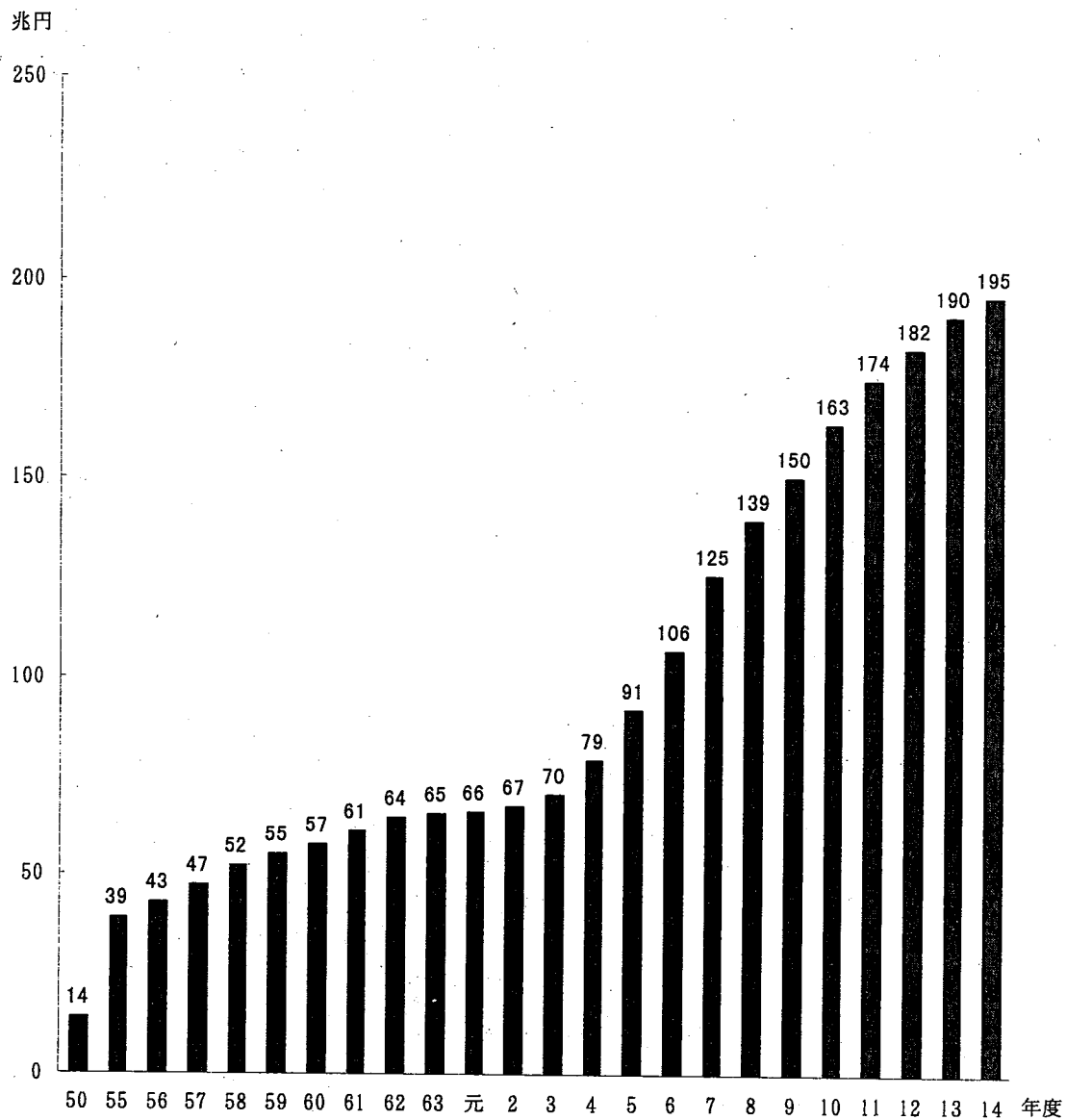
参 考 資 料

平成14年11月21日
地方自治確立対策協議会

1 地方財政の現状

—地方財政は危機的な状況—

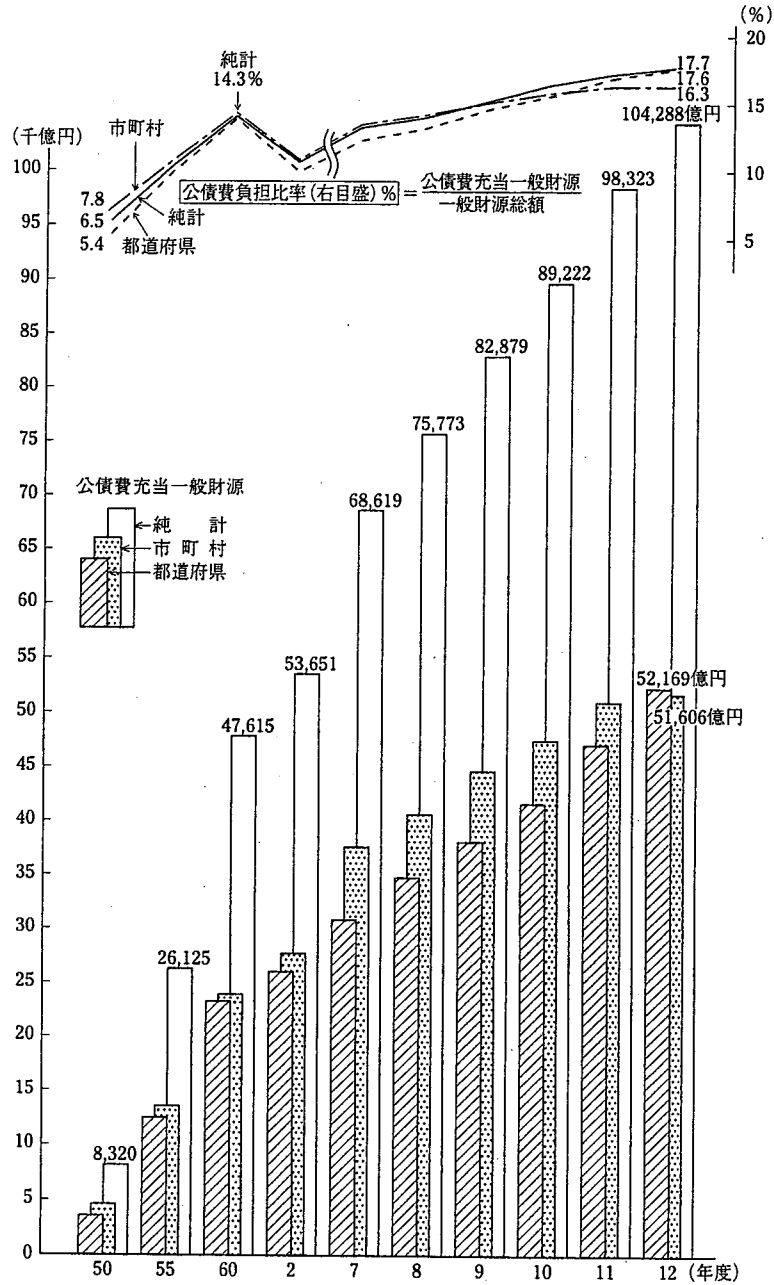
(1)多額の借入金残高



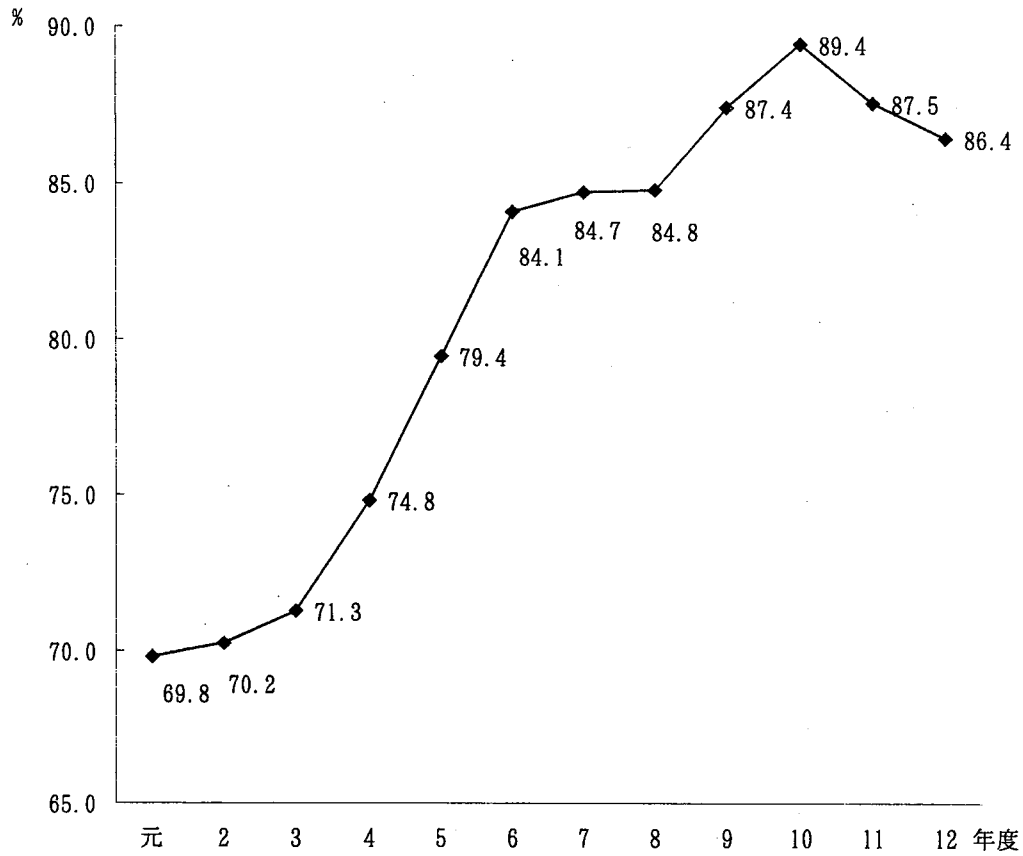
(注) 平成14年度の数值は当初ベースの見込値である。

(2) 個別団体の財政硬直化

○公債費充当一般財源及び公債費負担比率の推移



○経常収支比率の推移



(注) 経常収支比率 (%) = (経常経費充当一般財源の額 / 経常一般財源総額) × 100

2 義務教育費国庫負担制度の見直し

義務教育費国庫負担対象経費の見直しとして、「共済費長期給付、退職手当等に係る経費」を国庫負担対象経費から除外

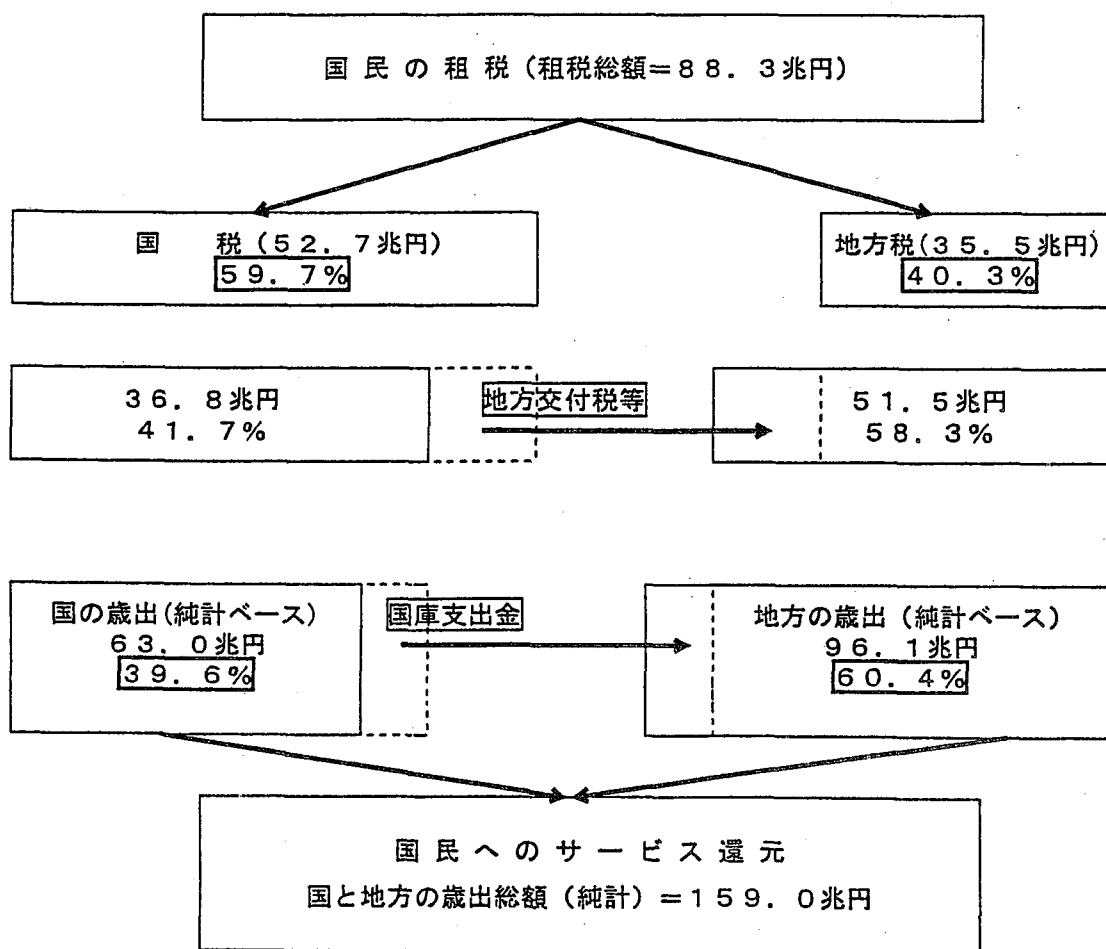
このことは、職員の高齢化と団塊世代の退職時期の到来により、将来大幅に所要経費の増加が予測されることから、地方財政に与える影響は甚大。

平成14年度の上記対象経費は、4,900億円

10年後 約2倍(9,800億円)

3 地方税関係

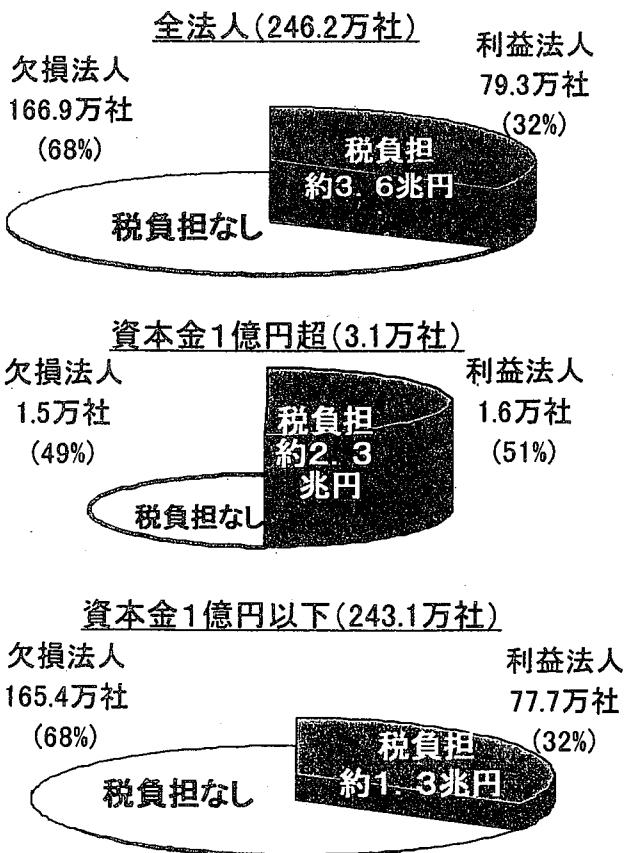
(1) 国・地方間の財源配分 (平成12年度)



法人事業税の改革の趣旨

- ① 事業規模に応じて薄く広く公平に
【税負担の公平性の確保】
- ② 受益に応じた負担を求める税に
【応益課税としての税の性格の明確化】
- ③ 安定的な行政サービスの提供のために
【地方分権を支える基幹税の安定化】
- ④ 努力した企業が報われる税制に
【経済の活性化、経済構造改革の促進】

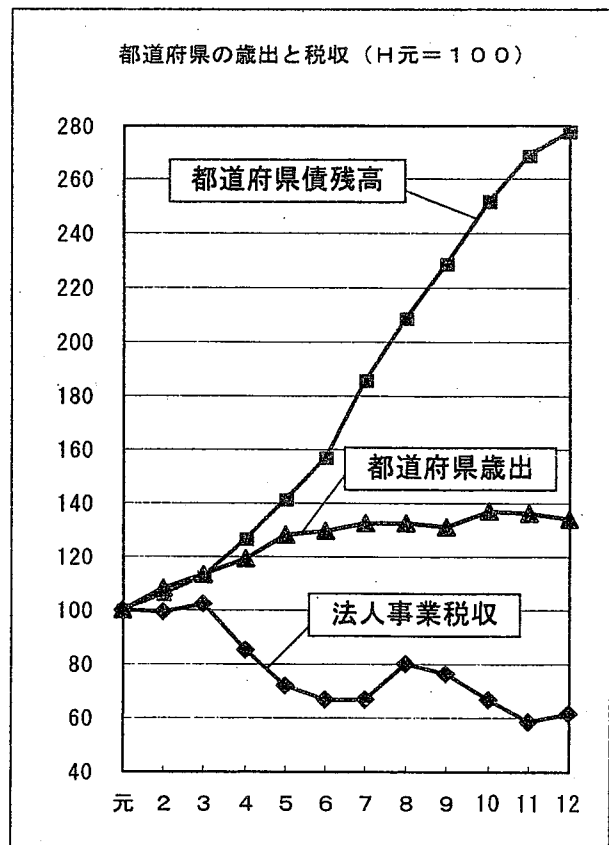
○ 7割の法人は、行政サービスを受けながら、法人事業税を負担していません。



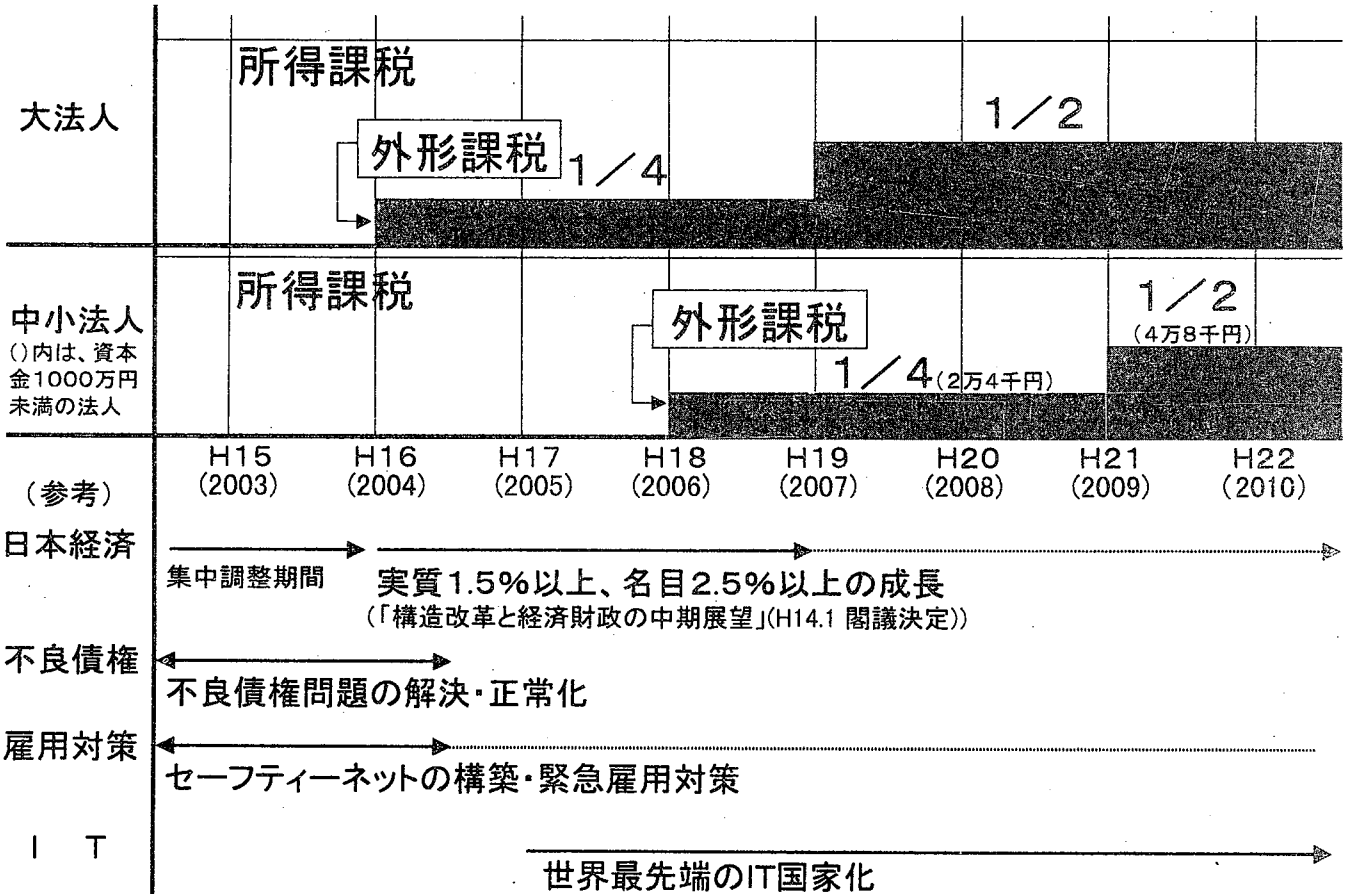
(平成12年度所得課税法人分)
 ※ 法人数には、特別法人等は含まない。

○ 法人事業税収の減少とともに、都道府県財政も厳しい状況になっています。

(参考) 平成元年度の法人事業税収を100とした場合、平成12年度は61.8。



外形標準課税の段階的な導入



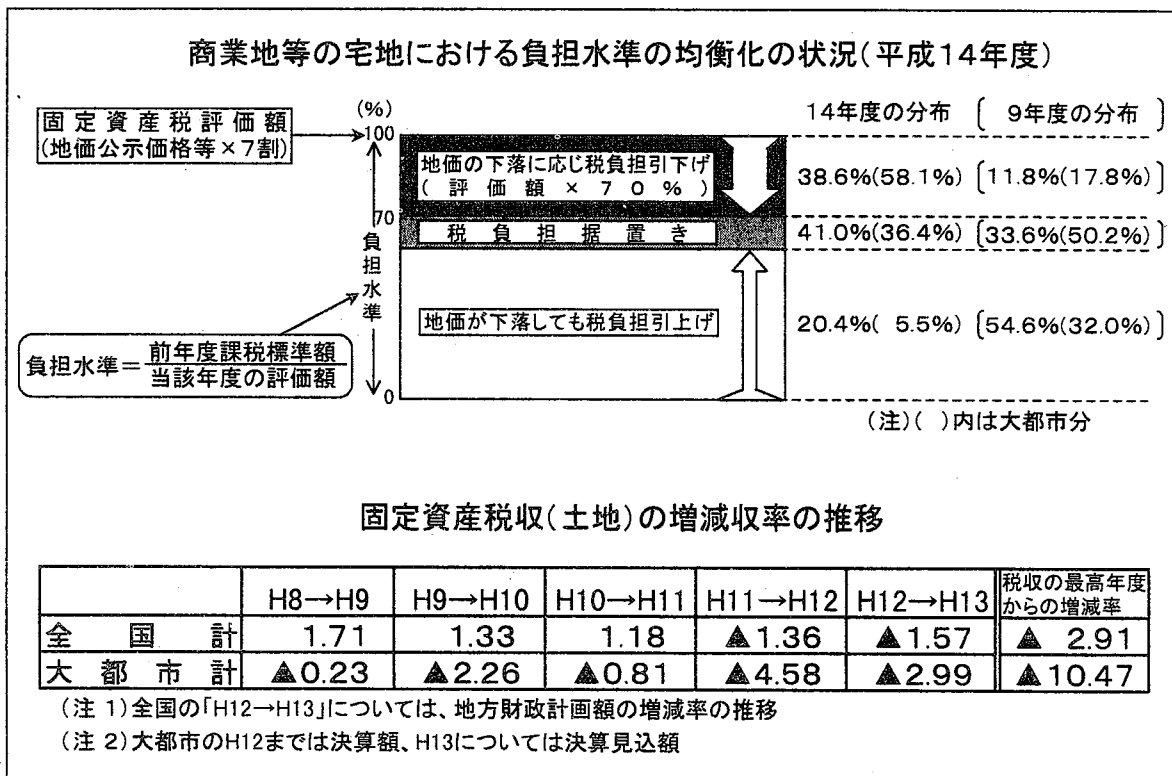
○ 固定資産税

- ・ 固定資産税は、住民に必要不可欠なサービス(福祉、救急、ごみ収集、中小企業対策等)を下支えしている。

市町村税収の約45%を占める基幹税

- ・ 土地分は、地価下落等の影響で大幅な税収減。

引下げ又は据置きとなっている土地の割合が増加しており、特に大都市の商業地等では今後地価下落が税収減に直結する。



- ・ 平成15年度の固定資産税収(都市計画税収を含む。)は、地価下落や建設物価の下落を的確に反映する評価替えを徹底する結果、約4,300億円の減収見込み。

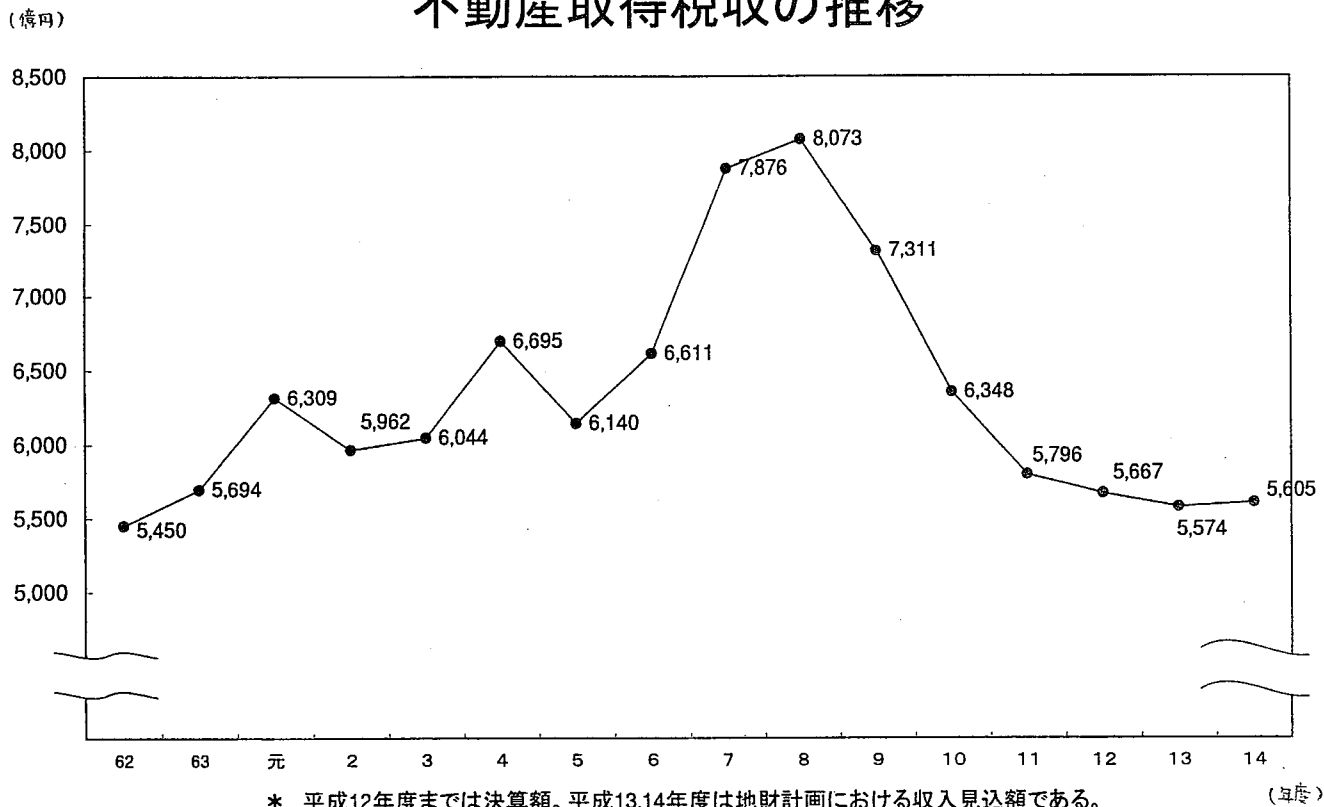
- ・ 仮に70%から55%への引下げを行うと、さらなる減収額が3,000億円を超え、市町村財政に致命的打撃。

現行の課税標準額の上限(商業地等については評価額の70%)のままでも、地価下落等の影響で大幅な税収減。

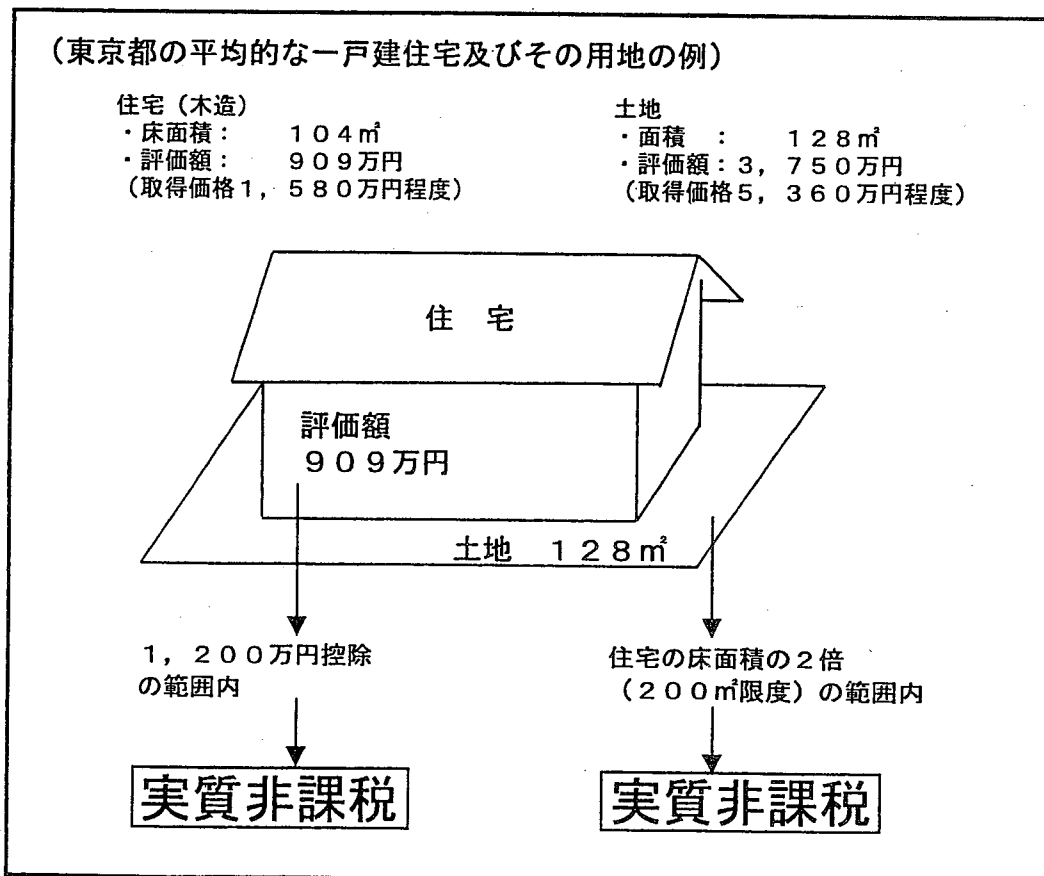
それに加えての制度的減税は、市町村財政に致命的打撃となる。

○不動産取得税

不動産取得税収の推移



・都市部の平均的な住宅・住宅用地は、実質的に非課税



※ 上記住宅・住宅用地の特例措置が適用となる住宅の床面積の上限は240㎡である。

○ゴルフ場利用税

- ・ ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在地方公共団体の貴重な財源
- ・ ゴルフ場周辺の道路整備・環境対策等地方公共団体の各種行政サービスは、主としてゴルフ場利用者が享受

○都道府県のゴルフ場に係る主な行政サービス

開発許可関係	開発許可事務
環境衛生関係	食品営業許可事務、食品衛生監視業務、 公衆浴場営業許可・立入検査事務
環境対策関係	環境影響評価事務、農薬被害防止指導事務
防災関係	河川改修、砂防工事
道路整備関係	県道建設、県道維持管理

地方税収入に対するゴルフ場利用税交付金の割合が高い市町村（上位10団体）
（平成12年度分）（単位：百万円）

区分 団体	ゴルフ場利用 税交付金(A)	地方税収入(B)	(A)/(B)
A	124	428	29
B	388	1,409	28
C	53	196	27
D	73	281	26
E	334	1,420	24
F	63	275	23
G	33	148	22
H	195	885	22
I	112	572	20
J	69	353	19

(注) ①平成12年度「市町村別決算状況調」による。

②平成12年度ゴルフ場利用税収入額は、87,569百万円、市町村交付金額は61,407百万円。

○事業所税

事業所税は都市再生に必要不可欠

- ・事業所税は、交通、上下水道、廃棄物、防災・公害対策など都市再生の事業を遂行するための目的税。

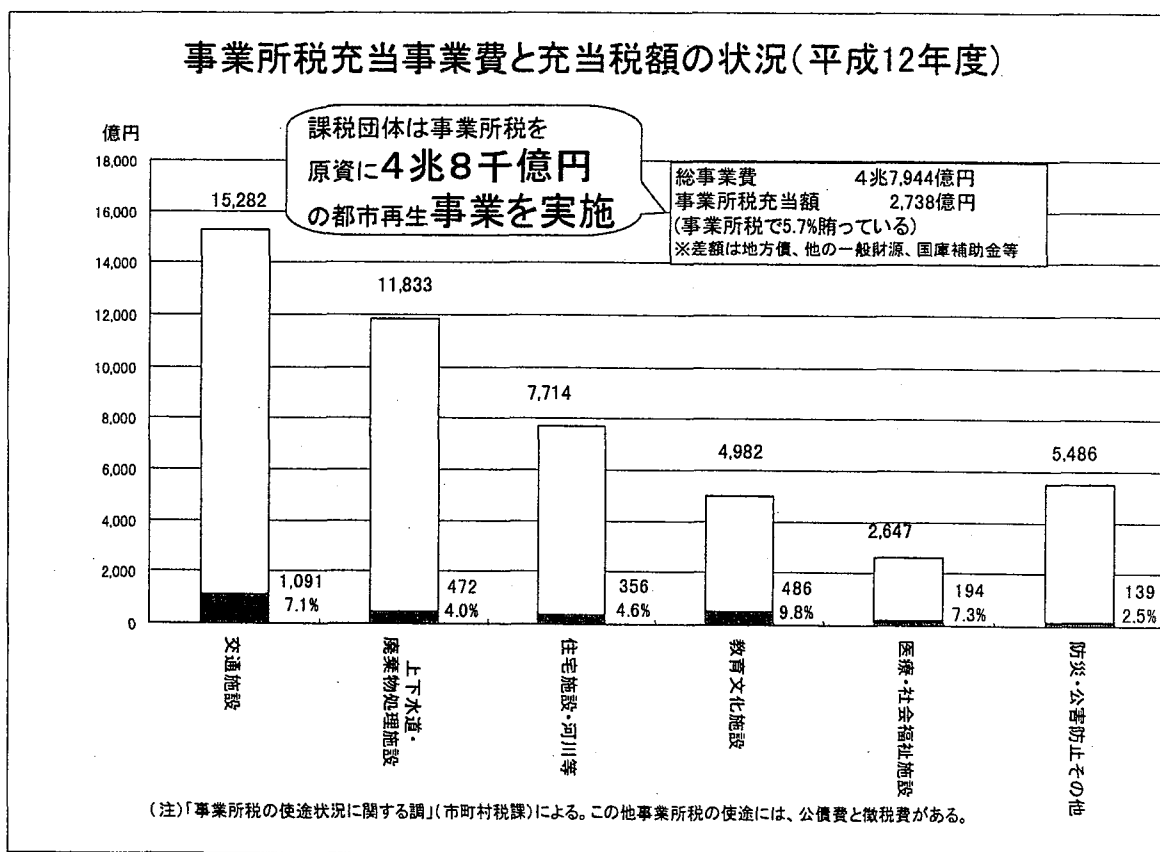
(事業所税は都市再生事業等に充てる貴重な財源)

- ・中小零細事業者の負担に配慮した免税点により、中小企業・ベンチャー企業のほとんどは、課税対象外。

(事業用建築物の約94%が免税点(2,000㎡)により課税対象外)

- ・「新增設に係る事業所税は民間都市開発を抑制するため廃止すべき」との主張もあるが、新增設分(約340億円)の廃止による、都市開発促進へのインパクトは希薄。

(調査によれば、建築工事費と比較した新增設に係る事業所税の割合は2~4%)



○ 特別土地保有税

- ・ 特別土地保有税は、未利用地の有効利用を促進する税制。
- ・ 特別土地保有税は、土地の流動化の阻害要因にはならない。

最終的に利用されない土地についてのみ税負担が生じるしくみ。

〈非課税制度〉住宅、工場等の立地促進、中小企業対策等の用地

〈恒久的な建物等の用に供する土地に係る納税義務の免除制度〉・・・昭和53年度改正

〈徴収猶予・納税義務免除制度〉

- ・ 非課税土地として使用しようとする場合
- ・ 宅地供給に資する土地の譲渡等しようとする場合
- ・ 恒久的な建物等の用に供する土地として使用する場合（平成10年度改正）

徴収猶予制度の拡充（平成11年度改正）

- ・ 住宅・宅地供給に資する土地の譲渡に係る徴収猶予の特例措置の創設

徴収猶予制度の拡充（平成13年度改正）

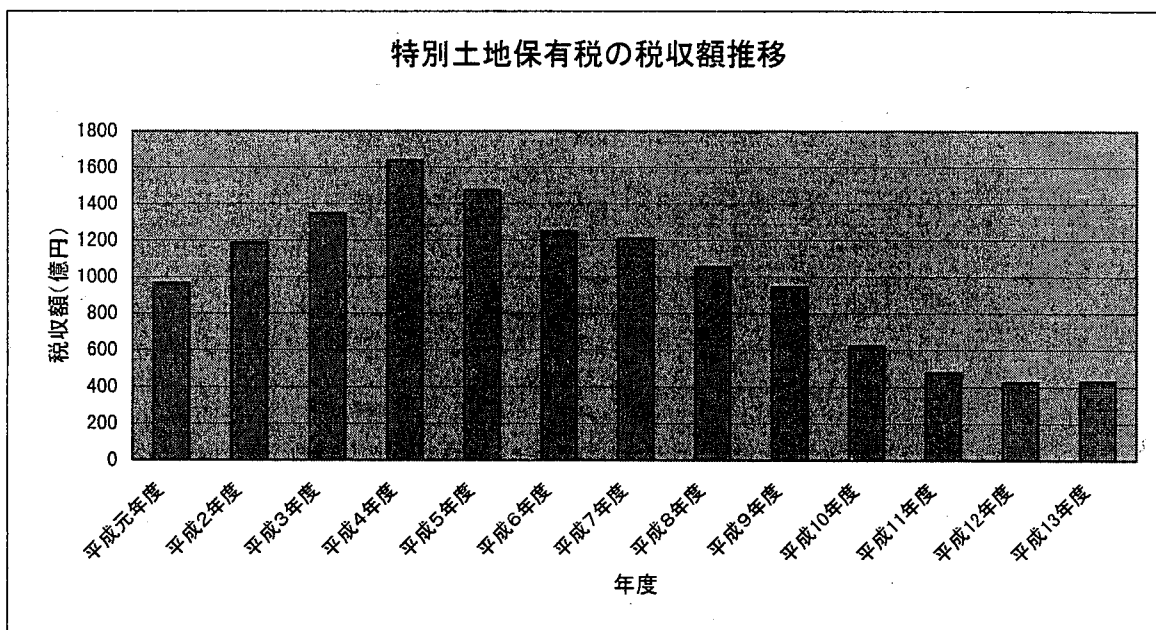
- ・ 住宅・宅地供給に資する土地の譲渡に係る徴収猶予の特例措置の拡充・延長
- ・ 土地の有効利用に資する徴収猶予中の事業計画変更に係る徴収猶予の特例措置の創設

徴収猶予制度の拡充（平成14年度改正）

- ・ 土地の譲渡に係る徴収猶予の特例措置の拡充
- ・ 事業計画変更に係る徴収猶予の特例措置の拡充

- ・ 特別土地保有税は、国の政策目的に適合した税制。

土地の有効利用は、現在の土地政策の基本。



(注1) 3年度改正－免税点の引下げ措置等(一律1,000㎡)

(注2) 10年度改正－3年度の引下げ措置の廃止

(注3) 平成12年度までは決算額、平成13年度は地財計画ベース

4 道路関係

(1) 道路の整備状況

(平成12年4月1日現在)

区分	実延長 (km) a	改良済延長 (km) b	改良率 (%) b/a
国 道	53,777	47,976	89.2
都道府県道	128,182	81,014	63.2
市町村道	977,764	501,920	51.3
合 計	1,159,723	630,909	54.4

(注) 1 「道路統計年報2001」による。

2 一般国道、都道府県道の改良済延長は、車道幅員5.5m以上のものである。

(2) 高規格幹線道路供用延長

(単位：km,%)

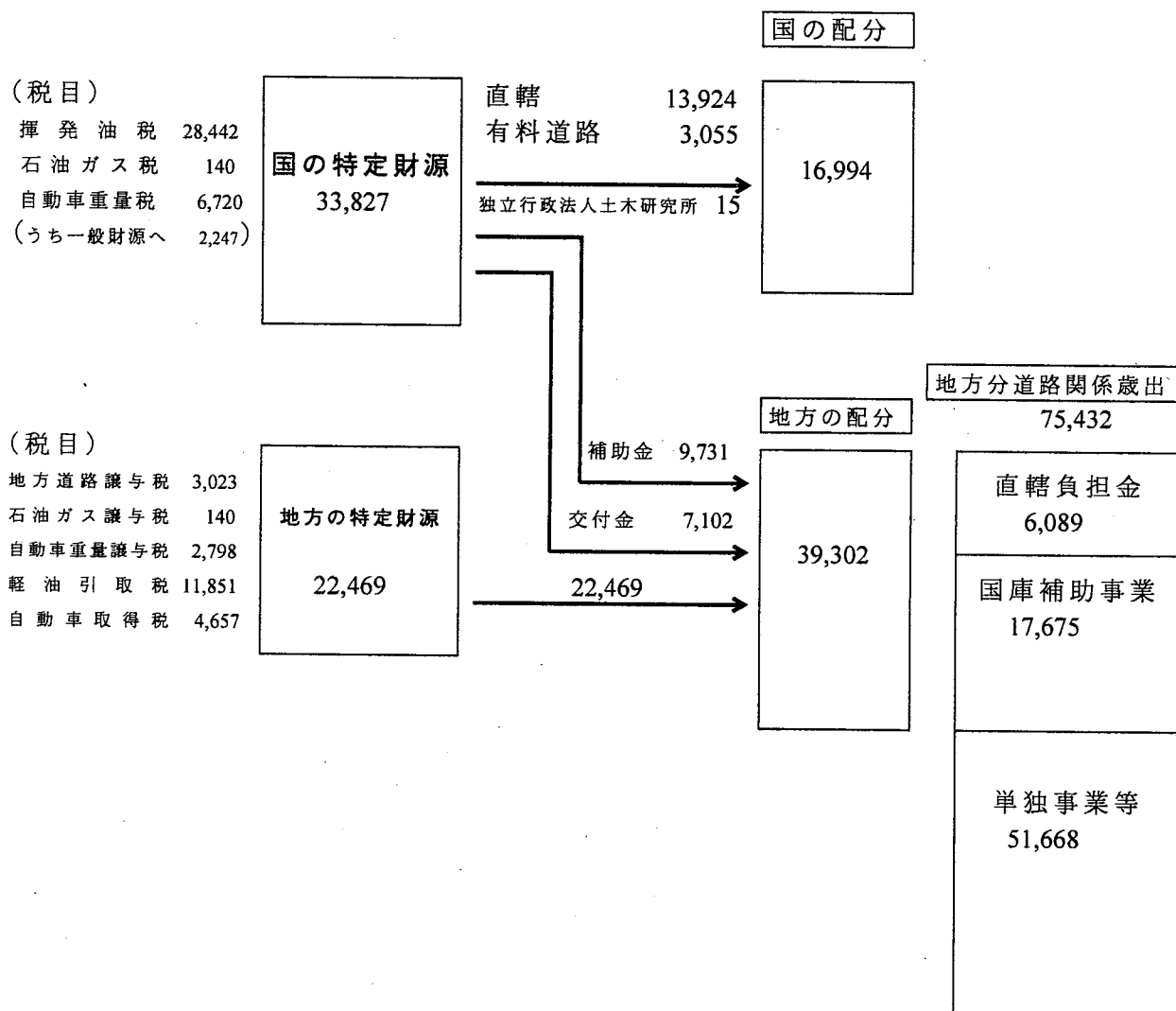
	総延長	基本計画 延長	整備計画 延長	14年度末供用延長	
				(予定)	進捗率
高規格幹線道路	14,000	13,082	11,089	8,357	59.7
				(540)	
高速自動車国道	11,520	10,607	9,342	7,200	62.5
本州四国連絡道路	180	177	177	164	91.1
一般国道	2,300	2,298	1,570	453	19.7

(注) 1 国土交通省資料による。

2 () 書きは、高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路で外書きであり、高規格幹線道路の総計には含まれている。

(3) 道路特定財源の国・地方間の配分

〔平成14年度予算〕
単位：億円



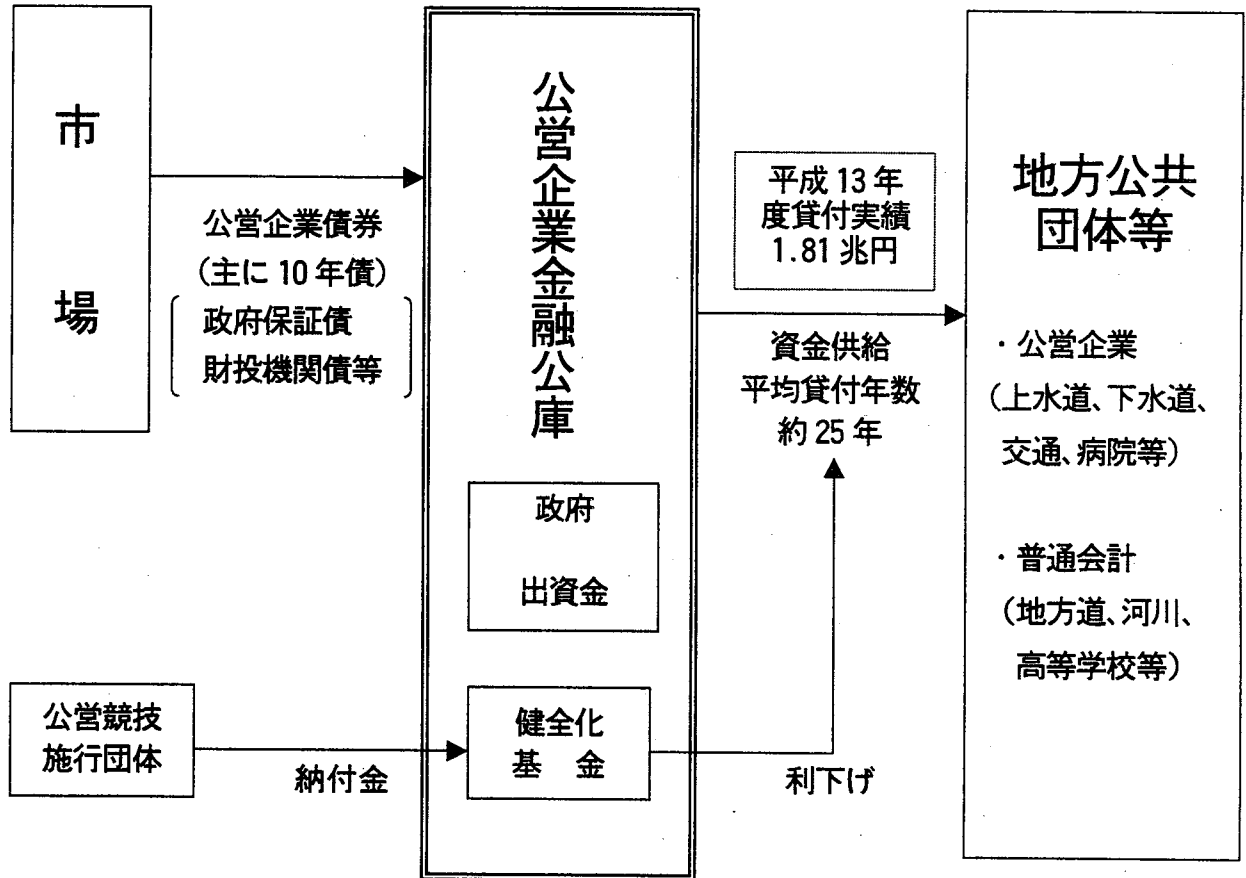
◎道路特定財源比率は、次のように算出。

$$\text{特財比率} = \frac{\text{地方の特定財源}(22,469)}{\text{地方分道路関係歳出}(75,432) - \text{国庫補助金}(9,731)} \approx 32 \sim 34\%$$

- (注) 1 数字は、平成14年度道路関係予算概要(国土交通省)等による。
- 2 国の道路特別会計には、上記特定財源の他、NTT-A型事業(産業投資特別会計からの繰入れ)898億円がある。
- 3 地方分の道路関係歳出は、地方財政計画をベースとしている。

5 公営企業金融公庫関係

<公庫業務の仕組み>



	平成13年度貸付額	平成13年度末残高
都道府県	3,007億円	5兆1,794億円
市町村	1兆4,268億円	17兆7,247億円
その他	794億円	1兆1,430億円
合計	1兆8,069億円	24兆 471億円

6 医療保険制度の抜本改革、介護保険制度の安定的運営の確保

国民健康保険（市町村）・政府管掌健康保険・組保管掌健康保険の比較
（平成12年度）

	市 町 村 国 保	政 管 健 保	組 合 健 保
加 入 者 数	4, 3 3 7 万人	3, 6 7 6 万人 本 1,945万人 被 1,731万人	3, 1 6 8 万人 本 1,518万人 被 1,649万人
加入者平均年齢 ※1	5 2 . 1 歳 (4 3 . 4 歳)	3 7 . 0 歳 (3 4 . 6 歳)	3 4 . 1 歳 (3 2 . 8 歳)
老人加入割合 ※2	2 6 . 2 %	5 . 6 %	2 . 8 %
平均標準報酬月額	—	2 9 . 0 万円	3 7 . 0 万円
1世帯当たり年間所得(推計) ※3	1 5 9 万円	2 4 2 万円程度	3 8 3 万円程度
1 世 帯 当 た り 保険料調定額 ※4	1 5 . 7 万円	1 5 . 5 万円 (3 1 . 2 万円)	1 6 . 0 万円 (3 6 . 6 万円)
国 庫 負 担 (医 療 分)	給付費等の50% 保険料軽減分の1/2	給付費の13.0% (老健拠出金は16.4%)	定 額 (予 算 補 助)
平成14年度予算	3 兆 2 , 7 3 5 億円	9 , 0 8 7 億円	2 7 9 億円
1人当たり診療費 ※5	1 6 . 4 万円	1 2 . 0 万円	1 0 . 2 万円

※1 () 内は70歳以上の者を除いた場合

※2 65歳以上の寝たきり老人を含む。

※3 国保は旧ただし書き方式による課税標準額であり、政管健保、組合健保は標準報酬をもとに賞与月数、給与所得控除等を見込んで推計したもの。

※4 () 内は事業主負担分を含む。

※5 老人保健対象者を（国保は退職被保険者等も）除いた数値である。

市 町 村 国 保 の 財 政 状 況 (一般被保険者分)

(単位：億円)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 入	55,276	57,710	60,456	62,101	63,424	66,846	70,477
うち保険料(税)	21,941	22,515	23,449	24,659	24,948	25,529	27,494
うち一般会計繰入金	6,266	6,960	7,575	7,631	7,967	8,557	9,033
法定分	3,681	4,043	4,467	4,766	4,907	5,251	5,836
法定外分	2,585	2,916	3,108	2,864	3,060	3,305	3,197
支 出	56,646	58,798	61,609	62,393	64,460	68,050	71,506
うち保険給付費	35,830	37,051	38,223	38,113	39,000	39,878	40,878
うち老健拠出金	16,748	17,734	19,260	19,959	21,050	23,686	21,936
収 支 差	△1,370	△ 1,090 (△2,594)	△ 1,154 (△2,927)	△ 292 (△1,969)	△ 1,035 (△3,011)	△ 1,205 (△3,235)	△ 1,029 (△3,284)

- (注) 1. 収入は、基金繰入金及び繰越金を除き、国庫支出金精算額等を調整したもの。
 2. 収支差の()内は、市町村の一般会計からの赤字補填を加味した額である。
 3. 各々億円未満四捨五入で端数調整はしていない。
 4. 厚生労働省資料による。